

◎佐賀県条例第27号

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略 (災害派遣手当等)</p> <p>第17条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給に関し必要な事項は、人事委</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略 (災害派遣手当等)</p> <p>第17条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額及び支給に関し必要な事項は、人事委</p>

改正前	改正後
員会規則で定める。	員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のかずれか遅い日から施行する。